

西中国信用金庫

〈通知預金〉商品概要説明書

令和 4 年 4 月 1 日現在

| | |
|-------------------|--|
| 1. 商品名 | ・通知預金 |
| 2. 販売対象 | ・個人の方および法人 |
| 3. 期間 | ・期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。 |
| 4. 預入 | |
| 預入方法 | ・一括預入 |
| 預入金額 | ・10,000円以上 |
| 預入単位 | ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに予告通知が必要です。 |
| 6. 利息 | |
| 適用利率 | ・変動金利 (毎日の店頭に表示する利率を適用します。) |
| 計算方法 | ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。 |
| 利払時期 | ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 |
| 7. 税金 | ・個人の利息には、「利子所得」として分離課税20% (国税15%、地方税5%の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 |
| 8. 付加できる特約事項 | ・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。 |
| 9. 中途解約時の取扱い | ・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。 |
| 10. 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 11. 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部 (9時~17時、電話:0120-67-5563) にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-5825) にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p> | <p>その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p> |
| <p>12. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、「通知預金規定」によりお取扱いします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） |